平成２３年（フ）第３３５６号
大阪市鶴見区諸口１丁目12番８―301号
債務者　鈴木　富代
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市帯高72番地２
債務者　渡邉　淑子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
岡山県浅口市金光町占見新田2549番地
債務者　久戸瀬　豊
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
北海道室蘭市日の出町２丁目23番17号
債務者　岩渕　清一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
北海道室蘭市母恋北町２丁目５番５―301号
債務者　神永　裕喜
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
北海道室蘭市日の出町３丁目８番３号、前住所北海道室蘭市宮の森町３丁目８番10号
債務者　岩谷　邦明
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
仙台市太白区大野田３丁目９番22号　メゾンパークスＢ―201
債務者　佐々木博美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
山形県酒田市若浜町９番16号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４１号
福島県喜多方市塩川町新江木字舘跡2010番地１、前住所福島県喜多方市塩川町新江木字橋本前田37番地の１　市営橋本前田団地54―４
債務者　渡邊　美穂
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
茨城県常陸大宮市宇留野346番地
債務者　田鎖　正弘
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７０号
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート８棟13号
債務者　須藤　　寿
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
茨城県水戸市城東１丁目10番32号
債務者　鈴木　正志
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
茨城県水戸市城東１丁目10番32号
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８２号
茨城県那珂市瓜連698番地１
債務者　海老根　朗
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
茨城県水戸市元吉田町1819番地の18
債務者　鈴木　　滋
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０６号
茨城県笠間市旭町322番地18　セドラスコート704
債務者　長谷川富美枝
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１３号
茨城県ひたちなか市大字佐和1103番地の１
債務者　黒澤　里志
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所